条例第 17 条第 1 項用

中間検査・完了検査（現場検査）用図書作成及び取扱要領

（対象の検査・届出
・枚方市開発事業等の手続等に関する条例第 26 条第 1 項及び第 2 項
（市条例第 17 条第 1 項に関する内容に限る）

オンライン申請・取扱要領はこちらから→
（枚方市ホームページ）
https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000049904.html

令和 6 年 10 月
枚　　方　　市

目　　次

1. 中間･完了検査(現場検査)申請取扱要領 ･････････････････････････････････････1

2. 提出用検査申請書類一覧表 ･･･2

3. 条例第 17 条関係中間検査届出書(様式第 15 号)･････････････････････････････3

4. 条例第 17 条関係完了検査届出書(様式第 14号) ･････････････････････････････4

1. 中間・完了検査（現場検査）申請取扱要領

枚方市開発事業等の手続等に関する条例第 26 条に規定する公共・公益施設の中間検査・完了検査については、次のとおり取り扱います。

（1）検査日
検査の実施日は、**火曜日・木曜日の午後**とします。ただし、当日が祝祭日の場合は、検査を行いません。また、雨天の場合は順延とする場合があります。

（2）検査受付
検査は、予約制、先着順です。
枚方市電子申請サービス（LoGo フォーム）にて申請してください。
検査の受付締切は、**2開庁日前の午前中**までです。それぞれの受付締切日の午前中までに、関係図書の提出があるときに受付を行います。
例）火曜日の検査は前週の金曜日（金曜日又は月曜日が祝日の場合は木曜日）の午前中が締切
検査が混雑する場合など、検査日の予約状況でお断りする場合もありますので、ご了承ください。

（3）検査時間の決定
検査時間については、検査日の2開庁日前の夕方に決定します。決定した時間は、書類提出の際に使用したメールにお知らせします。

（4）実施方法
検査は、関係課による合同検査とし、現場が検査できる状態でない場合は実施しません。
また、検査は、各担当課が分かれて一斉に行いますので、対応できる人数での立会いをお願いします。
特に代理者及び施工者の方は、必ず立会いをお願いします。
検査に必要な機器等については、関係課に確認してください。

（5）条例中間検査
条例中間検査は、地下埋設管等の布設、道路側溝等の整備その他協議による整備等が完了し、道路舗装工事前の状態で行います。

（6）条例中間検査手直し
条例中間検査の結果、手直し等整備が必要な箇所がある場合は、関係課の指示等に基づき手直し工事を施工し、施工完了後に完了検査を受けてください。

（7）条例完了検査
条例完了検査は、工事完了（道路舗装工事完了、公共・公益施設工事完了、公共・公益施設移管等申請手続終了）後かつ分筆完了後（寄付ありの場合）に行います。

（8）条例完了検査手直し
条例完了検査の結果、手直し等整備が必要な箇所がある場合は、関係課の指示等に基づき手直し工事を施工し、関係担当課の再検査を受けてください。

（9）提出書類及び提出先
検査用図書は、提出用検査申請書類一覧表に基づき、枚方市電子申請サービス（LoGo フォーム）で提出してください。図面には縮尺を必ず明記してください。
ただし、押印が必要な書類や登記簿など原本の提出が必要な場合は、検査日までに別途郵送または窓口にて審査指導課まで1部提出してください。

（10）検査合格証
完了検査終了後、関係課の完了報告をもって審査指導課が検査合格証を発行します。

（11）その他
この要領に定めるもののほか、関係課において特に必要とする図書等がある場合は、別途所管課に提出してください。

2. 提出用検査申請書類一覧表

<table>
<tr><th colspan="2"></th><th>条 例 中 間 検 査</th><th>条 例 完 了 検 査</th></tr>
<tr><td rowspan="3">市条例第十七条第一項関係</td><td>第一号(共同住宅)</td><td>・中間検査届出書
・委任状(注1)
・位置図
・配置図(土地利用計画図)・敷地断面図
・敷地断面図
・敷地求積図(協議区域全体の求積図、敷地求積図)
・その他必要図書(注 2)</td><td>・完了検査届出書
・委任状(注1)
・位置図
・配置図(土地利用計画図)
・敷地断面図
・敷地求積図(協議区域全体の求積図、敷地求積図)
・その他必要図書(注 2)</td></tr>
<tr><td>第二号(三千㎡)</td><td>・中間検査届出書
・委任状(注1)
・位置図
・配置図(土地利用計画図)
・敷地断面図
・敷地求積図(協議区域全体の求積図、敷地求積図)
・その他必要図書(注 2)</td><td>・完了検査届出書
・委任状(注1)
・位置図
・配置図(土地利用計画図)
・敷地断面図
・敷地求積図(協議区域全体の求積図、敷地求積図)
・その他必要図書(注 2)</td></tr>
<tr><td>第三号(道路後退)</td><td>・中間検査届出書
・委任状(注1)
・位置図
・配置図(土地利用計画図)
・敷地断面図
・求積図(協議区域全体の求積図、敷地求積図、道路部分・側溝部分求積図)
・道路断面図・側溝詳細図
・その他必要図書(注 2)</td><td>・完了検査届出書
・委任状(注1)
・位置図
・配置図(土地利用計画図)
・敷地求積図
・求積図(協議区域全体の求積図、敷地求積図、道路部分・側溝部分求積図)
・道路断面図・側溝詳細図
・その他必要図書(注 2)</td></tr>
</table>

注1:代理届出の場合添付。押印の有無は問いません。
注2:協議内容によって、求積図(道路部分・側溝部分求積図)、道路断面図、側溝詳細図、ごみ置き場詳細図、緑地平面図、防火水槽詳細図などが必要です。詳細は関係課にご確認ください。

様式第15号(第18条関係)

中間検査届出書

年　　月　　日

(宛先)
枚方市長

開発者(建築主)　住　所
氏　名
電　話
代理人　住　所
氏　名
電　話

下記の開発事業に係る公共・公益施設の整備等に関し中間検査を受けたいので、枚方市開発事業等の手続等に関する条例第26条第2項の規定により届け出ます。

記

協議種別	条例第17条第1項(第1号 ・ 第2号 ・ 第3号)
協議した土地の位置(地名地番)	
第17条による協議の受付番号	
備考	

様式第14号(第18条関係)

完了検査届出書

年　　月　　日

(宛先)
枚方市長

開発者(建築主)　住　所
氏　名
電　話
代理人　住　所
氏　名
電　話

下記の開発事業に係る公共・公益施設の整備等に関し、完了検査を受けたいので、枚方市開発事業等の手続等に関する条例第26条第1項の規定により届け出ます。

記

協議種別	条例第17条第1項(第1号 ・ 第2号 ・ 第3号)
協議した土地の位置(地名地番)	
第17条による協議の受付番号	
工事完了年月日	
備考	